

## 総務環境常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月18日（月曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議  
午前11時 1分 散会

### 付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第26号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く），議案第33号，議案第39号，議案第42号，議案第43号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く），議案第48号，平成31年陳情第1号，平成31年陳情第2号

### 1 本日の会議に付した事件

#### (1) 議案審査

- ① 議案第 1号 中核市の指定に係る申出について
- ② 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ③ 議案第 3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例
- ④ 議案第 6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 水戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）

- ⑫ 議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑬ 議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について
- ⑭ 議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）
- ⑮ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）
- ⑯ 議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

- ① 平成31年陳情第1号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情
- ② 平成31年陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情

2 出席委員（6名）

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	鈴木 宣子 君
委員	土田 記代美 君	委員	須田 浩和 君	
委員	伊藤 充朗 君	委員	福島 辰三 君	

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 田口 米蔵 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
秘書課長	天 野 純 一 君	政策企画課長	長谷川 昌 人 君
交通政策課長	須 藤 文 彦 君	情報政策課長	北 條 佳 孝 君
みとの魅力発信課長	沼 田 誠 君	国体総務課長	村 沢 晶 弘 君
国体競技課長	大久保 克 哉 君		
総務部長	荒 井 宰 君	総務部参事兼人事課長	田 中 誠 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政改革課長	川 上 悟 君
中核市移行推進課長	宮 川 孝 光 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
新庁舎整備課長	熊 田 泰 瑞 君		
財務部長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 林 光 宏 君
財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	青 山 和 夫 君

市民税課長	安里裕行君	資産税課長	亀井俊道君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部副部長	横須賀好洋君
市民協働部技監	大和直文君	市民協働部参事兼文化交流課長	菊池浩康君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機管理課長	高安正紀君
新市民会館整備課長	篠原芳之君	スポーツ課長	柏直樹君
体育施設整備課長	太田達彦君	男女平等参画課長	石塚美也君
市民課長	野澤昌永君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部参事	佐藤則行君
生活環境部参事兼ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部参事兼清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
新ごみ処理施設整備課長	宮田正一君		
会計管理者	弓野保君	参事兼会計課長	小田木義弘君
選挙管理委員会事務局長	石田顕男君		
監査委員局長	綿引信明君	監査委員事務局次長	和田隆君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局次長兼総務課長	関谷勇君
議会事務局議事課長	永井誠一君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	玉田誠一君
--------	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告をいたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願ひいたします。

〔傍聴人入室〕

○安藏委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は議案第1号ほか15件、それに陳情2件であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか15件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、順次御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願ひをいたします。

なお、議案第26号及び議案第43号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

初めに、議案第1号 中核市の指定に係る申出について、御意見等がございましたらお願ひをいたします。

いいですか。ないようですので、議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について、御意見等がございましたらお願ひをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第2号について採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例について、御意見等ございましたらお願ひをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いいですか。それではないようですので、議案第3号について採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。

土田委員。

○土田委員 議案第7号につきましては、反対をします。

私たちは正職員を嘱託員に置きかえていくことや、公的責任が必要な教育的な機関、図書館ですとか給食などを民間に置きかえていくということに反対をしております。

今回給食の調理員さん9名が民間にかわるということで減らされるという数字も出ておりますので、この議案には反対をいたします。

○安藏委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第8号について採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第9号について採決をいたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いいですか。ではないようですので、議案第10号について採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

土田委員。

○土田委員 議案第11号につきましては、反対をさせていただきます。

外から呼び込む企業のために固定資産税等の免除ということですが、そもそも外から呼び込む方を優遇するよりも、地元で頑張っている地元の企業を支援するという考えで、外から来てちょっと業績が悪くなれば出ていってしまうというそういう無責任感を感じているところで、あとそもそも課税免除まですべきかということで、今回も質問しましたところ5,900万円近くの税金を免除する一方で、市民に対し、国保税、税金の取り方は厳しくなっておりますし、今回は市営住宅の入居者への裁判まで起こして厳しく取り立てている一方で、課税免除というのはどうかという意見です。

よって、反対をいたします。

○安藏委員長 ほかにございませんか。ほかないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第11号について採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。

須田委員。

○須田委員 さきの審議で、総務管理費のうち防災対策費において今回の原子力防災費として可決するわけですけれども、さきの論議にあったようにヨウ素剤の配布方法に関してはいつ何どき災害が起こるかもしれないので早急にやはり2カ所ではちょっと取りに行けないので、それは早急に対策を練って実施しながらこの予算を可決することとしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○安藏委員長 そのほかございますか。

須田委員。

○須田委員 あと、ネーミングライツは収入ですね。

ネーミングライツ関係の予算なんですけれども、やはりさきの審議のように、ネーミングライツで貸し出す部分に関して、過度な収入となるような、もしくは市民感情からちょっと離れるような、市民感情から離れるくらいの形というのは多少こちらでも意見を言うべきだと思っていますので、そこら辺を加味して予算を賛成しますのでよろしく願いします。

○安藏委員長 そのほか。

土田委員、どうぞ。

○土田委員 議案第26号、平成31年度一般会計予算につきましては、反対をさせていただきます。

私たちが反対している施策が幾つかあるんですけれども、全部はしゃべりません、今日は2つだけ言わせていただいて、1つはマイナンバー関係の予算です。

マイナンバー制度、やはり個人情報保護、プライバシー保護という観点から、非常に危険や不安がたくさんあるもので、ネット上のセキュリティーというのは万全ということではなくて、何か構築するたびにそれを壊す脅威が生まれてくるというイタチごっこになるもので、不安が拭えないこの制度自体に反対ですし、運用を推進していくことにも反対であります。

もう一つは、新市民会館整備事業ですけれども、世界的建築デザイナーの伊東豊雄さんに多額のお金を払って設計を委託しておきながら再設計はまた別料金とこういうことや、運営につきましても私どもは回していくこと自体が無理なのではないかという主張をずっとしていますけれども、また運営の検討、こういったことに1,500万円ものお金が簡単に入ってしまうと、こういうところが認められないと。

今回この2つを言わせていただきまして、反対をいたします。

○安藏委員長 そのほかございましたら。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 それでは1点だけ意見を言わせていただきます。

男女平等参画センター費の中の、LGBTの相談業務、これについては論議をさせていただいたとおりに推進方について相談する側の目線に立ってその要望に応じていくことについては異議は感じておりませんが、ただ通常の相談業務と同じように、これは特殊な事例の相談という位置づけをすることなく、平等性を持った相談体制にさせていただきたいということです。

そのためにも、これからのさまざまな施策を推進する上で、来年、水戸市男女平等参画基本条例の制定から20年を迎えることから、それらのさまざまな事例に対して条例に位置づけて改定の検討を進めるべきである。これを意見として申し上げておきます。

あわせて、今回、茨城県の男女共同参画基本条例の改正案がパートナーシップを含めたところで提案されましたけれども、基本的に修正があつて見送り、否決ということになりました。茨城県の場合には上位法で男女共同参画基本法が制定されたときに、基本的にそれに従う形でそのまま男女共同参画基本条例ということで余り論議をせずにそういう形での条例の制定をされたと思っています。

これは議事録に書く必要はありませんけれども、水戸の基本的な男女平等参画基本条例については、さまざまな形から、上位法を受けた形ではなくて議員発議ということでさまざまな形で論議をして制定したと、そういう状況であります。

ただ、そういう基本の醸成というのはこういう論議の中から生まれるということで、当時、ここに福島委員いらっしゃいますけれども、当時、元議員であった田山千賀子さんが提案者となっている。それが質疑者となって福島委員が、あの素晴らしい本会議での論議があつてそういう素晴らしい先進事例としての男女平等参画基本条例ができたということでもあります。

そういうことを含めると、前提、論議のもとにこういう素晴らしい先進事例の条例を持っている水戸市が水戸圏のリーダーシップをとってさまざまな男女平等参画の行政の施策の推進の先鋒隊として頑張っていたいただきたいということを申し添えまして意見とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○安藏委員長 そのほかございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いいですか。それではないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 挙手多数であります。



よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について、御意見等ございましたらお願いをいたします。

土田委員。

○土田委員 議案第39号には反対をします。

これは本会議でも質問をしましたので余り繰り返しませんけれども、この用地取得の段階から15億円もかけて用地を取得し、さらに30億円の造成工事をして、いざ工事となったらまたごみが出てきたで2億円という大きなお金の追加で、御説明が納得いかないのと、市民の皆さんに説明する言葉がないということで、第三最終処分場につきましては、一日も早く必要だということでこれまで賛成してきたので本当に残念なんですけれども、今回納得がいけないということで賛成しかねるということです。

○安藏委員長 ほかございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第39号について採決をいたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○安藏委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。

須田委員。

○須田委員 今回用地取得ということで、初めて私たちもクローズアップされて気づいたことがありますけれども、ほかにもいろいろな用地を借りているという部分も当然あるでしょうから、その部分に関して随時なるべく速やかに取得ができるように皆さんのほうで御努力いただきたいという意見をして賛成をします。

○安藏委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それではないようですので、議案第42号について採決をいたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

土田委員。

○土田委員 議案第43号につきましては反対をいたします。

歳入の部分で泉町1丁目北地区再開発事業が入っております。断固反対の立場なので賛成しかねます。

○安藏委員長 そのほかございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それではないので、議案第43号について採決をいたします。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○安藏委員長 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）につきまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それではないので、議案第48号について採決いたします。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○安藏委員長 総員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第1号ほか15件についての審査は終了をいたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書につきましてお諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情の審査を行います。

さきの本会議において当委員会に付託されました陳情は2件であります。

それでは初めに、平成31年陳情第1号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、先例・申し合わせにより陳情の記載事項のうち個人が特定できる情報については朗読しない取り扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを申し上げます。

それでは、朗読をお願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

平成31年1月15日、水戸市議会議長、田口米蔵様。

虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情。

陳情趣旨。

事前の同意や承諾等もなく議員さんの自宅前に、ある日突然家庭ごみが6袋置いてあったらどう思う。

本件は、近隣者6名の同意を得なかった虚偽の申請書であることが判明した。

清掃事務所は、即日当該ごみ集積所の設置を取り消すべきであった。

そして、水戸市ごみ集積所設置要項（第10条）違反にもかかわらず清掃事務所は適切な対策をとらなかった。

このことに対して、清掃事務所長及び生活環境部長は、家庭ごみの収集を取りやめなかった。これに対して近隣者は再三、改善要望を行ってきた。

このようなことが認められるのなら、水戸市ごみ集積所設置要項は必要ない。

当該、家庭ごみ集積所は、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していないにもかかわらず家庭ごみ集積所として利用し、清掃事務所は家庭ごみの収集を続けている。

以上を踏まえ、下記事項を陳情する。

陳情事項。

1、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していない当該家庭ごみ集積所の収集を取りやめるとともに即刻撤去すること。

2、これまで水戸市ごみ集積所設置要項に基づいた厳正な改善指導を2カ年間怠った生活環境部長及び清掃事務所長の懲戒処分をすること。

以上です。

○安蔵委員長 それでは、本陳情の取り扱いにつきましてはいかがいたしましょうか。

須田委員。

○須田委員 この陳情に関しては、今、今日出てきたものでありますけれども、ちょっと確認のために幾つか質問してもよろしいでしょうか。

○安蔵委員長 はい。

○須田委員 はい。この陳情書によると、まず1点、集積所設置要項違反ということが陳情者からうたわれておりますが、市としての見解をお伺いしたい。それから2点目ですが、一番下のところ、「これまで水戸市ごみ集積所設置要項に基づいた」というところから、「清掃事務所長の懲戒処分をすること」ということですが、もし仮にこれがあった場合に、懲戒処分の基準に照らし合わせたときに、これ懲戒処分の対象にな

るのかと。まず第1点の要項違反になっていなければ、懲戒処分の話も当然ないでしょうから、要項違反に対する市の見解をお伺いしたいです。

○安藏委員長 はい、齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。陳情事項1に関した、ごみを収集するために必要な手続について御説明いたします。ごみの収集を希望する市民から相談を受け、利用世帯数や、同意、合意などの要件確認を行い、それが満たされている場合、申請書の提出をしていただきます。申請は、申請者が責任を持って記載するものであり、申告主義になっておりますが、申告内容の確認のため、記載内容について口頭確認を行っております。

この本件は、平成28年11月4日に申請者より申請書が提出され、平成28年11月15日より収集を開始したものでございます。収集を開始した後、平成28年11月22日に、ごみが道路に出ている旨、陳情者より連絡を受けたため、敷地内に出すように申請者に指導をいたしました。その後、本陳情の内容のとおり、主張が変更されたため、合計17回の指導を申請者に行っております。

○須田委員 何の指導。何の指導。

○伊藤委員 行政指導。

○須田委員 何の指導。何の指導。もう一回ちょっと。聞こえなかった。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。

○須田委員 何の指導をしたかちょっと教えてもらっていいですか。もう一回、ちょっと聞こえなかった。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 申請内容に間違いがあったということなので、それについて適正な形にしてくださいというような指導を……

○須田委員 申請内容に間違いがあったっていうのは、具体的にはどこがどうなっているの。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 本人からの……

○須田委員 ごめん、手も上げずに聞きちゃってごめん。はい、いいよ。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 本人からの同意を得ていないというようなことで、近隣者の同意を得るよという指導を申請者に行って……

○須田委員 申請者に行ってきたっていうことね。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。その間、平成29年3月から、30年4月におきましては、陳情者から、調停や裁判を行うとの理由で、指導の中断を申し出ております。その裁判、ごみ集積所の撤去請求控訴事件は平成30年9月20日をもって請求棄却されて確定しております。

陳情者の主張である、陳情者の合意を得ずに申請したことや、ごみ集積所の撤去について、陳情者に協議をしないこと、それがたとえあったとしても、ごみ集積所の撤去を求める請求権を根拠づけるものではないとしております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項により、市町村による、ごみの収集運搬、処理、処分について、市町村に責務がありますので、ごみの収集に関しては現在も行っております。説明は以上です。

○安藏委員長 はい。須田委員どうぞ。

○須田委員 そうすると、申請者のほうで、合意が多少とれない部分があったということで指導してきたけ

れども、裁判を行ったところ、その撤去の要件には当たらないと、それは水戸市のほうで収集するということになっているわけですね。そうすると、例えば私の家の前の歩道にごみが——結局これはどういう状況なんですか。その陳情者の家の目の前の歩道に置いてあるわけですか、ごみが。それはさすがに怒りますよね。どういう状況ですか。例えば、私の家があって、歩道があって、自動車が、車道がありますよね。その目の前に許可もなく置いてあるってこと。本当の目の前。ちょっとそれ教えてください。

○安藏委員長 はい、齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。須田委員の御質問にお答えします。ごみ集積所の設置については、陳情者のはす向かい。

○須田委員 はす向かい。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 道路を挟んだはす向かいを……

○須田委員 道路を挟んだ反対側。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい、ということで、申請者の敷地内に集積所を設置しております。

○安藏委員長 はい、須田委員。

○須田委員 そうすると、道路挟んで向こう側のはす向かい、正面でもなく。それで、同意がないから。これ目の前ではないんですね。この目の前とか、私の目の前っていうのは、常識的には、「自宅前に」って書いてあると、僕の家目の前っていうのは、目の前だと思ったんですが、ああそうですか。そう考えると、裁判もあるんでしょうけれども、その裁判の内容の詳細について、何が起って何がってのを今口頭で受けましたけれども、実は私たちもそれに関して調べる時間が必要だと思うんですよ、今日出てきているんです。その内容が、いや案件に出ているけれども、その条件等があると思うんですよ。そうすると私たちも、これ別に今採決、不採決するというよりも、普通、通常、今、陳情書が出てくれば、すぐに採決しないで1回調べる時間が必要だ、ここで初めて出てきたわけですから。となれば、そこのところで、もう一回私は継続にして、私たちが調べる時間が必要だと思いますので、継続をお願いします。

○安藏委員長 そのほかございますか。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 今、須田委員のほうから継続という意見が出ましたので、委員会としてはね、1人が継続という意見であれば、採決に至らず、継続という形になるんですが、これからの要するに、採決云々の話は別問題にして、1点だけ確認したいのは、自分の家の前が要するにごみの集積所、ステーションになっているので、こういう手続については十分存じ上げていると思っているんですが、特例としてね、例えば、集積所までが、例えば持っていくのに距離があって、実際問題としては、その周辺に3軒、2軒ぐらいしか家がない場合にも、現実にはやっぱり、そのごみの出し方、そういうのが大変だということで、市長が要するに特に認めた場合には、そういう事例もあるというふう存じ上げています。今所長の説明の中でわからなかったのは、なぜ、要するに須田委員の質問の中で、道路の向かい側、これ、一応、要するに、集落、町内という、班もそうですけれども、そういう形で申請を出せばいいということになっていたはずなんです。この、要するに、道路の反対側の、\_\_\_\_\_わかりませんが、この方に許可を得る、要するに同意を得る必要性というのではないのですか、ステーションを設置する場合。

もう一点、今までこの申請者はどこにごみを出していたんですか。もちろんこれ新しい住宅の方が要するに申請しているわけではないと思うので、今まで居住していた方は、要するにごみを出していたと思うんですよ。この方は今までどこにごみを出していたんですか。この2点だけ教えてもらえますか。

○安蔵委員長 はい、齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。ごみの集積所の新設に当たって、申請が出るまでは別の場所を出していたのですが、距離が遠くて、近場のところに申請をしたということです。それから、ごみの集積所の申請……

○福島委員 いやいや、この人はどこへ出しているの、現在。

○須田委員 \_\_\_\_\_。

○福島委員 わかんない。陳情者は。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 自分でまた別の集積所を設置しております。

○福島委員 ああ、別に出してんの。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。

○福島委員 それは前からそこへ出しているの。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 この申請者と大体同時期に別々に申請を出しております。

○伊藤委員 まあいいや。それ、もう一回言って。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 それと、集積所については、本来10世帯から30世帯ということが要項では定められておりますけれども、特別な事情、それから町内会へ入れないとかいう事情がある場合に、最低限で3世帯、というのは、2世帯住宅というのがあるんで、それプラス1世帯で最低限3世帯という申請を出していただいているような状況です。

○安蔵委員長 はい、伊藤委員。

○伊藤委員 あのね、要するに、ここにこう出されても、その環境だとか、その地域的な背景というのは、我々はつかめないんですよ。今、一般通例で行くと、要するに今、\_\_\_\_\_という方の陳情者と、今回申請を出されているような、どうのこうの問題になっている地域について、例えば道路を挟んで、基本的にごみの集積所があるとすれば、今課長がおっしゃったように、10世帯から30世帯、この地域、そんなに世帯数があるとは思えないんですよ。であるならば、今、陳情者のほうは、ごみの集積ステーションが遠くて出せないのであるならば、我々の考え方ですよ、これ。今、要するに、こう出されたものの考え方としては、なぜこの\_\_\_\_\_が道路の反対側のところに一緒に集積できなかったのかなというのがちょっと疑問なんですよ。ただ、これはやっぱり地域的な問題であるとか、人間関係の問題であるとか、そういうこともあるので、基本的にそういうことについては、我々はそのプライバシーには踏み込めない部分がありますから、基本的にはこの書面で見るしかないんですよ。ただね、書面で見て基本的に我々が判断するのは、先ほど言ったように、平成28年の11月ごろから起き始めて、その申請がどうであれ、司法の場に持ち込まれて、基本的に却下された。今現実にこれが認められている。であるならば、この地域の特性とかその地域の間人関係とか感情は別問題でこちらに置いておいて、司法の判断に委ねられたものに、結果これに従って、今の現状を維持していく、こういう判断に至らざるを得ないと思いますよ。もちろん今、須田委員から、いわゆる

もうちょっと精査したいということで継続という話がありました……

○福島委員 いやいや違うよ。

○伊藤委員 今日については……

○福島委員 いやちょっと暫時休憩，暫時休憩して。

○伊藤委員 僕は要するに……

○須田委員 ちょっと1回だけ。

○伊藤委員 幾ら議論しても判断材料はこの司法の結果しかないんで，例えばまあ，改選があつて，これが流れてまた改めて陳情が出されるということよりも，我々の態度は明確にしておいたほうが，僕はベストではないのかなというふうに思いましたので，できれば採決していただきたいなと思います。

○安藏委員長 はい，須田委員どうぞ。

○須田委員 今，伊藤委員から発言があつたように，ちょっと私も，今選挙で，改選ということのをちょっと忘れてしまつて，忘れていたというか失念してまして，そうすると，こここのところで結論を出さないと，陳情者ももう一回出さなきゃならないという部分があるのを今，質問の中で気づいたものですから，ちょっとそこら辺に関しては，判例等に関しては，調べようがあるので，暫休をちょっと入れていただいて，その後ちょっと結論を出させてください。よろしくお願いします。

○安藏委員長 はい，暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時42分 再開

○安藏委員長 休憩前に引き続き，会議を開きます。傍聴人の方，席に着いてください。あの，勝手に歩かないでください。退場しますか。どうぞ，席に着いてください。席に着いてください。

それでは，お諮りをいたします。平成31年陳情第1号を採決したいと思います，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい，それでは……

土田委員。

○土田委員 委員長，すいません。

1つだけ意見を述べさせてください。経過については御説明いただきましたし，採決で構わないんですけども，意見として1つだけ。どうしてもこの家庭ごみというのはどんな家庭でも日々出るものですし，集積所は必要なものであつて，その中でのトラブルと受けとめましたけれども，なるべく市としても，円満な話し合いに今後なっていくように働きかけを少し努力していただければという，すいません，そんな意見を言いますけれども，裁判の結果を見ましても，これに賛同しかねるものなので。

○安藏委員長 はい，須田委員，どうぞ。

○須田委員 先ほど確認ということで，継続というような，私が言わせていただいたんですけども，控訴審まで行つての結果等を確認させていただきましたので，そうするとこれが違法じゃないのは明確——違法

というか、これがこのまま続けることは明確ということなので、継続ではなくて、採決していただきたいと思えます。

○安藏委員長 はい、それでは、採決することに御異議ないということですので、これより、挙手によりまして採決をいたします。

平成31年陳情第1号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情につきまして、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[挙手する者なし]

○安藏委員長 挙手なしであります。よって、平成31年陳情第1号は不採択とすべきものと決しました。本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思えますが、委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。以上で、平成31年陳情第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成31年陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして事務局より朗読をさせます。

なお、先例・申し合わせにより、陳情の記載事項のうち個人が特定できる情報につきましては、朗読しない取り扱いとなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それではお願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

物議を醸している統計データですが、厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少しています。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば全国で35%の世帯が無預金とのこと。全国の生活保護受給者は平成29年度で164万世帯214万人。茨城県は平成30年9月段階で2万2,173世帯2万7,834人の方々が受給しています。暮らしは苦しくなる一方です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されます。消費税は生活費課税です。

ところが政府は、今年、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで一人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり(4人家族)8万6,000円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかです。



加えて税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また、8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。

今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記。

平成31年10月の消費税率10%への引き上げを中止すること。

水戸市議会議長、田口米蔵様。

平成31年3月5日。

以上です。

○安藏委員長 それでは、内容等につきまして御意見等がございましたら発言願います。

はい、ありますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 10月から消費税が上がるということは、もうこれは決定をいたしました。2回連続延び延びになったということもありまして、現実には、基本的には子育てであるとか、さまざまな社会保障の問題、こういうことが、財源が必要だということで、細かいことは申し上げられませんが、10月から決定をしたということでもあります。

できれば、この陳情については今定例会の中で不採択としていただきたいと思います。不採択というよりも、採決をしていただきたいと思っています。

実際には、もう既に過去のことで3党合意というのは忘れられてしまっているのですが、1政党がその体をなしていないということで、当時の自民、公明、民主の中で3党合意というのがありました。その中でも基本的には年金を5,000円加算しましょう、それから年金の納付期間については最低25年から10年にする、最低でも年金がもらえるようにしましょうという、こういう合意がありました。もうその財源が前倒しになっている、法律になって去年の10月から年金を10年に短縮された方ももう払い出しが始まっているんです。

そういう消費税を値上げするということを担保にしながら、もう社会保障が始まってしまっている。こういう現実を見ると、いずれまた消費税を上げなければ財源がパンクしてしまうと、こういう状況になってく

るというふうに思っています。

そういう面では、今回の10月からのスタートはベターであってもベストではないというふうに思っておりますし、僕自身がかもとも思っているのは、やはり直接税というのは目に見えて平等性を明確にしているということ。例えば、酒とかガソリンとか、こういう値段の中に何十%という税金が隠れている、それをいわずに間接税については、これは現実に騙しやすいとか、現実に目に見えてきちんと何%という払い出しを行っていくその数字が明確になっている、僕は直接税というのが国民にとっては正直な税制だと、こういうふうに思っています。

そういう面では、今回の問題についてはさまざま論議があるようでありまして、これからの社会保障、高齢化、少子化、こういうニュースに、その担保になる財源を求めているという考え方でありまして、基本的にこの意見書陳情には反対すると。こういう意味で採決をしていただきたいと思います。

**○安藏委員長** そのほかどうぞ。

土田委員。

**○土田委員** 私どもはこの陳情に書いてあるとおりでございまして、この陳情には賛同いたします。

そもそも消費税導入された時点から福祉の充実のために使われるはずであったのが、現実には消費税が上がったからといって福祉が充実するわけではないというのがもうずっと続いています。そして、8%増税のときにもはっきりしましたけれども、この上がった分とほぼ同じお金が大企業、富裕層の減税に使われてしまっているという現実もあります。そして今回の10%につきましては、国会でも統計データの不正問題が騒ぎになっています。そもそも上げることありきでデータまで改ざんしてつじつまを合わせていくというやり方も国民は納得できないのです。

そもそもまず国民の生活、暮らしを暖めなければ今の日本の不況は抜け出せない、アベノミクスの失敗は目に見えているものだと思います。このくらいお話しさせていただいて、私はこの陳情は採択していただきたいと思っております。

**○安藏委員長** それでは、お諮りをいたします。平成31年陳情第2号を採決することにしたいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○安藏委員長** それでは、御異議なしと認め、これにより挙手によりまして採決をいたします。

平成31年陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○安藏委員長** 挙手少数であります。よって、平成31年陳情第2号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思っておりますが、委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○安藏委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。以上で、平成31年陳情第2号についての審査を終了いたします。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対して申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、次回委員会についてお知らせをいたします。

次会の委員会は、来月4月の定例の委員会は開催せず、5月10日金曜日午前10時より開催したいと思いますので、御承知おきを願います。

なお、開催通知は4月16日金曜日に送付させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

次に、この際、今月末をもって1名の方が退任されるとのことですので、御挨拶をいただきたいと思えます。

それでは、弓野会計管理者、お願いいたします。

○弓野会計管理者 委員会の貴重なお時間に御挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、昭和56年4月に旧内原町の職員として採用され、平成17年2月1日の水戸市と内原町の合併により水戸市の職員に迎えていただきました。合併の折には、町側の担当職員として合併建設計画の策定の事務に携わるとともに、平成26年には健康計画の策定の事務にも従事いたしました。

委員の皆様の御理解のもと計画を御承認いただき、今日内原地区におきましては内原駅北区画整理事業や内原図書館、鯉淵、妻里などの両市民センターなど計画に位置づけた事業が着々と完成を見、地域の発展はもとより地域の一体化が促進されたところでございます。一職員として合併建設計画の策定の事務にかかわれましたことは私にとりましてかけがえのない経験となりました。

常任委員会におきましては、総務環境委員会に3年間、説明員として出席させていただきました。3年間ではありましたが、政策が実現するまでの審議の過程をじかに知ることができ、大変勉強になりました。この間、安藏委員長を初め鈴木副委員長、委員の皆様には温かい御指導と御鞭撻を賜りまして、心から御礼申し上げます。また、職員の皆様にも御指導、御支援をいただきましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。

最後になりますが、皆様方の御健勝と今後のますますの御活躍を御祈念申し上げ、退職に際しましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○安藏委員長 それでは、委員会を代表いたしまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、御挨拶をいただきました弓野会計管理者におかれましては、本当に長い間、水戸市の発展と市民福祉向上のために御尽力をされ、立派にその重責を果たしてこられたことと存じます。

改めて、深い敬意と感謝の意を表するものでございます。

ただいま弓野会計管理者からお話ございましたように、内原地区から長い間にわたりまして、私も内原

出身でございまして、本当にいろんなことで大きな御苦労もあったかと思えますけれども、おかげさまで合併してここまで順調に推移してられました。

弓野会計管理者は非常に体管理はもう十分過ぎるほど、体力づくりに励んでいることは私も重々承知しているところでございますけれども、どうぞこれからも健康に充分御留意されまして水戸市発展のため、変わらぬお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間御苦労さまでした。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時 1分 散会